

## 平成18年度商工労働観光部の施策について

岩手県商工労働観光部  
部長 阿部 健



昨今の我が国経済は、個人消費や企業の設備投資などが堅調な伸びを示しているなど、安定した回復基調にあるほか、雇用の拡大も続いているなど、雇用環境の改善も進んでいるとされております。

本県におきましても、経済状況は緩やかに回復しているとされており、有効求人倍率が上昇基調で推移しているなど、明るい材料が見受けられます。

しかし、経済のグローバル化による地域間競争の激化や人口減少・少子高齢社会の到来により地域経済の活力低下が懸念され、これからの地域の自立、地方分権型社会に向けた地方の維持に向けて、どう地域経済を強くしていくのか、岩手の資源や既存の産業をどのように活用・発展させていくのかが大きな課題となっております。

こうした中、商工労働観光部の使命は、民間の経済活動を様々な分野から支援し、企業活動及び地域産業の活性化を引き出すことにより、地域の経済的な自立の基盤をつくるとともに、雇用の確保と県民生活の向上を図ることであると考えております。

このような認識のもと、本年度は、地域の中小企業者をはじめとする民間企業との接点の拡大及び現場からの発想を基本姿勢とし、県北・沿岸圏域における産業振興の強化、ものづくり基盤の集積拡大、観光産業の振興、新たなビジネス・成長期待分野への展開強化の4つを重点課題と捉え、地域経済の強化と雇用の創出に向けて積極的に取り組んで参ります。

具体的には、農林水産県である本県の強みを生かした食産業の振興や、三陸海岸など本県固有の資源を活かした観光振興に加え、工業分野を中心としたものづくり産業の集積促進を図ることにより県北・沿岸圏域における産業振興を強化し、また、プロジェクトとして進めている自動車関連産業の集積促進や組込みソフトウェアを中心とするIT産業の育成及び教育委員会とも連携したものづくり人材の育成により、ものづくり基盤の集積拡大を図ります。

さらに、観光ニーズの変化・多様化に対応した観光産業の振興を図り、また、産学官連携等による新事業・新産業の創出促進や東アジアを中心とした海外経済交流の促進及び地場産業の振興により新たなビジネス・成長期待分野への展開の強化を図ります。

これらの施策の展開には、地域経済の中心的役割を担う中小企業者の皆様のご支援、ご協力や中小企業団体中央会を始めとする産業支援機関との連携・協働による取組みが不可欠でありますので、今後とも本県産業振興施策の推進に、ご支援賜りますようお願いいたします。



## 県南広域振興局と6地方振興局体制スタート

岩手県は、平成18年4月1日より、広域行政の県域を『県南、沿岸、県北、県央』の4つの広域振興圏体制でスタートした。従来の12地方振興局から県南広域振興局（1本局、3総合支所2行政センター）、6地方振興局体制となった。

### 広域振興圏

広域振興圏	区 域（13市、16町、6村）
<b>県南</b> 県南広域振興局 花巻総合支局・遠野行政センター 北上総合支局 一関総合支局・千厩行政センター	5市・4町 奥州市、西和賀町 花巻市、遠野市 北上市、金ヶ崎町 一関市、平泉町、藤沢町
<b>沿岸</b> 宮古地方振興局 釜石地方振興局 大船渡地方振興局	4市・4町・2村 宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村 釜石市、大槌町 大船渡市、陸前高田市、住田町
<b>県北</b> 二戸地方振興局 久慈地方振興局	2市・3町・3村 二戸市、一戸町、九戸村 久慈市、普代村、軽米町、野田村、洋野町
<b>県央</b> 盛岡地方振興局	2市・5町・1村 盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町

### 県南広域振興局の主な担当業務

：主に担当する業務      ：申請、届出等の受付や相談など、補助的に行う業務

No.	主な業務の内容	担当状況			No.	主な業務の内容	担当状況		
		本局	総合支局	行政センター			本局	総合支局	行政センター
1	事業協同組合・企業組合・協業組合の設立認可			11	県道や河川の整備、維持管理				
2	中小企業組合の定款変更			12	物品購入等の見積、入札				
3	中小企業組合の各種届出			13	労働・雇用等の各種相談				
4	商工業や観光の振興			14	火薬及び高圧ガス、電気工事業				
5	産業振興戦略・観光戦略の企画立案			15	公害関係事務の届出				
6	商工会議所、商工会の指導監督			16	採石、砂利採取計画認可				
7	地域活性化事業調整費・市町村総合補助金			17	廃棄物処理業（収集・運搬）許可				
8	陳情要望対応・NPO法人の認証			18	保安林、森林の開発行為				
9	建設業許可			19	社会福祉法人等の指導監督				
10	建設工事の指名、入札			20	災害対応				

### 組合設立認可

県知事所管の場合、県南広域振興局管内に事務所を設置する組合は、『県南広域振興局長』への提出となる。提出先：県南広域振興局 経営企画部（担当：商業労政グループ福田主査）へ  
 〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2 TEL0197-22-2813 FAX0197-23-2812

### 所管行政庁への提出（届出、認可）

県知事認可の事業協同組合、企業組合、協業組合は、県南広域振興局及び所管地方振興局に提出する。県南広域振興局管轄（昨年までの花巻、北上、水沢、一関、遠野、千厩地方振興局）に事務所がある組合は県南広域振興局への提出となる。

届出： 決算関係書類、 役員変更、 組合解散ほか

認可： 定款変更、 組織変更 ほか

所管	組合種別	宛 先	提出先
県知事	事業協同組合 企業組合 協業組合	県南広域振興局 地方振興局（二戸、久慈、盛岡、宮古、釜石、大船渡）	県南広域振興局 経営企画部 地方振興局企画振興課企画振興グループ

第 5 1 回 中 央 会 通 常 総 会 を 開 催

～ 中小企業のニーズに対応する中小企業連携組織の専門支援機関として～

本会の第51回通常総会が4月26日（水）盛岡市のホテル東日本で開催された。会員543人中304人（委任状を含む）の出席を得たほか、岩手県知事をはじめ関係各機関から来賓多数のご臨席をいただいた。

議事では、上程された全7議案（役員改選を含む）が原案通り、満場一致により可決決定された。

新年度の事業計画では、三位一体改革により予算総枠抑制の中、新たに既存組合活性化への支援を強化するほか、新事業展開や新分野進出等の経営革新および企業組合制度を活用した創業支援を推進する。また、経営・金融面などのワンストップサービスの強化を図るとともに迅速かつ確かな支援体制の確立に努め、事業実施にあたっては、関係機関との緊密な連携のもと、コーディネート機能を発揮するとともに、より効果的な事業活動の展開を図る方針。



重点活動目標

1. 支援活動・連絡活動

- (1) 新規組合の設立の推進
  - 新産業分野における事業協同組合の設立
  - 地域における新たな組織化ニーズの発掘と組合の設立
  - 新連携等新たな組織化の促進
  - 企業組合による創業の促進
- (2) 既存組合活性化への支援強化
  - 新規共同事業展開等への支援
  - 課題対応型指導の充実
  - 組合及び組合員企業の経営革新の推進
- (3) 事業ステージ毎の連携支援
  - アライアンス登録企業に対する連携提案
  - 事業化支援グループに対する指導
- (4) 新連携への取組強化
  - 新連携のコーディネートによる新規事業のプロデュース等連携事業活動への支援の強化
  - 組合以外の多様な連携組織との幅広い連携推進
  - 企業間連携、産学官連携による課題解決
- (5) ワンストップサービスの充実強化
  - 経営、金融、税務等総合的なサービスの提供
  - 窓口相談機能の強化
  - 岩手県信用保証協会及び商工組合中央金庫盛岡支店との連携強化
- (6) 中小企業及び組合のIT化推進支援
  - 組合を基盤とする中小企業のIT化推進支援
  - 組合運営等へのIT導入支援
  - 組合情報化支援機能の強化

- (7) 雇用・労働関連事業の推進と労働施策の周知徹底
- (8) 組合等の人材育成（若手経営者・後継者を含む）の推進
- (9) 中国ビジネス、食産業振興に関する取り組みへの支援
- (10) 環境・安全・リサイクル等社会的要請への取り組みに対する参画・支援の強化
- (11) まちづくり活動の支援及び中小小売商業、サービス業の育成振興
- (12) 青年中央会、組合青年部活動の支援の強化
- (13) 中小企業組合士制度の強化と組合士会の育成支援
- (14) コミュニティ・ビジネスの推進
- (15) 下請中小企業等に対する支援
- (16) 官公需適格組合の発注機関の電子化への対応と受注機会確保の推進
- (17) 関係機関との連携・協力関係の強化
- (18) 官公需受注確保対策の推進
- (19) 中小企業施策の周知徹底及び中央会・組合活動のPRの推進

2. 調査研究活動

- (1) 中小企業労働事情に関する調査研究
- (2) 中小企業及び組合に関する調査研究

3. 中小企業運動

- (1) 中小企業対策・中小企業組織化対策の充実強化
- (2) 中小企業団体岩手県大会の開催及び全国大会への参加と決議事項の実現
- (3) 県産品普及向上運動の推進

## 第5回 岩手県中小企業振興奨励賞受賞

第51回通常総会において、『岩手県中小企業振興奨励賞』の授賞式が行われました。この奨励賞は、第52回中小企業団体全国大会の岩手県開催を契機に設置された中小企業振興基金を活用し、県内中小企業の発展に寄与した組合に与える表彰制度で、今年で第5回目を数えます。

表彰の対象となるのは、社会貢献、環境・エネルギー、新事業創設、後継者育成、中小企業の振興等の分野の中から特に顕著な取り組みを行った本会の会員組合で、今回は以下の2組合の受賞となりました。

受賞組合	岩手県木炭移出協同組合
	
理事長	吉田 初夫
主な共同事業	木炭及び関連商品の共同販売
受賞理由	県の特産品である岩手木炭の県外移出窓口として長年機能するとともに、生活提案型商品の開発・販売により県産品の普及推進に大きく貢献した功績による。

受賞組合	遠野すずらん振興協同組合
	
理事長	豊田 則夫
主な共同事業	ポイントカード・商品券発行事業
受賞理由	近年1億円を超えるポイントカード及び商品券の発行を通じて、組合員の事業活動を振興するとともに、地域の活性化に大きく貢献した功績による。

## 第58回中小企業団体全国大会のおしらせ

- 1, 主催 全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会
- 2, 日時 平成18年10月19日(木) 10:00~13:00
- 3, 場所 「渋谷公会堂」東京都渋谷区宇田川町 1-1

本会では、2泊3日のツアーを予定しております。  
後日ご案内いたしますので、多数のご参加をお願いいたします。

# 【中央会新役員体制】

新役員 会長1名 副会長3名 専務理事1名 理事28名 監事5名

役職名	氏名	所属組合			
会長	鈴木 宏 延	岩手県商工振興協同組合 理事長			
副会長	阿 部 典 夫	岩手県生コンクリート工業組合 理事長			
副会長	池 野 和 夫	協同組合盛岡卸センター 理事長			
副会長	谷 村 久 興	岩手県機械金属工業協同組合連合会 会 長			
専務理事	千 葉 俊 明	岩手県中小企業団体中央会（員外）			
理 事	伊 藤 篤 宏	盛岡市建設業協同組合 理事長	理 事	高 橋 祥 元	協同組合江釣子ショールディングセンター 理事長
理 事	岩清水 晃	南部鉄器協同組合 理事長	理 事	戸 田 敬	岩手県生めん協同組合 理事長
理 事	及 川 敬	水沢鋳物工業協同組合 理事長	理 事	豊 岡 卓 司	岩手県商店街振興組合連合会 会 長
理 事	岡 田 誠 三	岩手県鋳金工業組合 理事長	理 事	中 村 善 一	協同組合水晶米いわて 理事長
理 事	小野田 富 男	岩手県木材産業協同組合 理事長	理 事	平 野 喜 嗣	岩手県電気工事業工業組合 理事長
理 事	神 田 一 郎	久慈地区中小企業団体協議会 会 長	理 事	藤 岡 利 夫	岩手流通輸送センター協同組合 理事長
理 事	久 慈 浩	岩手県酒造協同組合 理事長	理 事	細谷地 諄 吉	岩手県液化ガス商工組合 理事長
理 事	工 藤 浩	盛岡地区クシ業協同組合 理事長	理 事	間 瀬 半 藏	協同組合ベルセンター 理事長
理 事	齋 藤 俊 明	岩手県菓子工業組合 理事長	理 事	宮 澤 啓 祐	岩手県石油商業組合 理事長
理 事	佐々木 嘉 七	岩手県採石工業組合 理事長	理 事	村 井 晃	協同組合日専連盛岡 理事長
理 事	佐 藤 正 範	岩手県中小企業団体中央会 （員外）	理 事	元 持 勝 利	岩手県自動車整備商工組合 理事長
理 事	佐 藤 義 正	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	理 事	吉 田 莞 爾	盛岡大通商店街協同組合 理事長
理 事	菅 原 廣 耕	岩手県ビル管理事業協同組合 理事長	理 事	吉 田 幸 一	岩手県印刷工業組合 理事長
理 事	高 橋 雅 光	岩手県中小企業青年中央会 会 長	理 事	米 内 征 四 郎	盛岡青果卸売協同組合 理事長
監 事	菊 池 和 子	企業組合夢咲き茶屋 理事長	監 事	佐 藤 幸 雄	岩手県管工事業協同組合連合会 会 長
監 事	菊 地 敏 雄	岩手県塗装工業組合 理事長	監 事	村 井 良 和	岩手県パン工業組合 理事長
監 事	佐 香 英 一	宮古市末広町商店街振興組合 理事長			(役職別・五十音順)



## 『会社法』施行と『中小企業等協同組合法』改正

いよいよ5月1日から『会社法』が施行されました。これまでは、会社法という名称の法律はありませんでしたが、会社に関する法制度について種々見直しが行われました。

会社法施行に伴い、中小企業に関係の大きい、特に、有限会社制度や、最低資本金制度の撤廃等についてご紹介します。

また、平成18年3月7日国会に提出された『中小企業等協同組合法の改正』についてご紹介いたします。

### 有限会社はどうか

新会社法施行後は株式会社制度に一本化され、新たに有限会社を設立されることはできなくなります。ただし、既存の有限会社についてはこれまでの規律を維持するために必要な経過措置が設けられ、今後、有限会社には次の選択肢があります。

#### 新会社法施行後も有限会社を存続

自動的に「特例有限会社」となり、このまま有限会社で居続けることは可能であり、名称も有限会社を使用できます。そのための定款変更や登記申請等は原則不要です。登記関係は、たとえば「資本の総額」が「資本の額」、「出資1口の金額」が「発行済み株式総数」など変更になりますが、これらは登記官が職権において行うこととなります。

#### 新会社法施行後に株式会社へ移行する

増資の必要がなく株式会社になることが可能です。定款における株式会社への「商号の変更」、特例有限会社の解散登記及び株式会社の設立登記を行う必要があります。また、今回の改正では最低資本金制度が撤廃されるため、資本金を増額する必要はありませんが、それまでなかった取締役任期が生じ、決算公告も必要となります。

### 最低資本金制度の撤廃

### 類似商号規制の廃止

### 銀行保管証明の廃止

#### 最低資本金制度の撤廃

今まで、最低資本金として、株式会社は1000万円、有限会社は300万円必要でした。しかし、新法によりこの規制は撤廃され、1円の資本金でも会社が設立できるようになり、資金のハードルがずいぶん低くなりました。

#### 類似商号規制の廃止

新会社法では、これまで同一市町村内において他人が登記した商号について、同種の営業について登記することを禁止していた「類似商号規制」を廃止するとともに「会社の目的」の柔軟な記載が認められます。

ただし、新会社法施行後は、同一住所、同一商号の登記の禁止や、新会社法・不正競争防止法の規定により不正目的の商号使用差し止め、損害賠償請求が可能とすることにより、不正目的の使用防止を図ることとしています。

#### 払込金銀行保管証明の廃止

発起設立により会社を設立する場合、資本金の払い込みについては銀行等による「払込金保管証明」を不要とし、代わりに残高証明でよいこととなります。ただし、募集設立の場合は、現行通り払込金保管証明が必要となります。

## 現行制度と新会社法の対比

内容		現行制度	新会社法
1,表記		カタカナ文語体	ひらがな文語体
2,設立できる会社		株式会社、有限会社、合名会社、合資会社	株式会社、合名会社、合資会社 合同会社（日本版 LLC）有限責任事業組合（日本版 LLP）
3,最低資本金額		株式会社：1000万円以上 有限会社：300万円以上	制限なし
4,発起設立時の払込金保管証明		必要	残高証明でも可
5,取締役 監査役 の人数 任期	取締役	株式会社：3人以上、任期2年 有限会社：1人以上、任期なし	3人以上、任期2年が原則 株式譲渡制限会社は1人以上で任期は最長10年まで延長可
	監査役	株式会社：1人以上、任期4年 有限会社：設置は任意、設置した場合は任期なし	1人以上、任期4年が原則 株式譲渡制限会社は設置は任意、任期は最長10年まで延長可
6,会計参与		規定なし	すべての株式会社で設置可能（新設）
7,同一市町村の類似商号		不可	可能 商標登録がされていないものを除く

### 『中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案』 が国会に提出されました

「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案」が平成18年3月7日に国会に提出されました。平成19年4月1日施行予定です。

同法案は、中小企業組合のガバナンス（組織が自らを上手く統治すること）の充実を図るため、「中小企業等協同組合法」、「中小企業団体の組織に関する法律」、「商店街振興組合法」、「輸出入取引法」、「輸出水産業の振興に関する法律」、「鉱工業技術研究組合法」の一部を改正するものです。

中小企業者等が相互扶助の精神に基づいて運営してきた中小企業組合について、近年、規模の拡大や事業の多様化に伴って、組合が破綻する事例が発生してきていることから、中小企業組合の事業運営全般の規律強化を図るとともに、中小企業組合による共済事業（保険事業）の健全な運営を確保するために改正するものです。

#### 1, 中小企業組合の自治運営を効果的に機能させるための措置

監事の権限強化、員外監事制度の導入及び余裕金の運用制限等を導入します。

#### 2, 中小企業組合により共済事業（保険事業）の健全な運営を確保するための措置

準備金に関する規定の整備、健全性に関する基準の導入、外部監査の導入及び業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧等を導入します。

なお、法律案の条文は経済産業省ホームページをご参照下さい。後日詳細を紹介致します。

<http://www.meti.go.jp/press/20060307002/20060307002.html>





## 情報連絡員レポート

### 景況感は緩やかに持ち直しの動き

#### 全体の概要

前月に続いて、原油価格の高騰、公共工事の削減、消費の抑制等により、一般貨物自動車運送業や砕石製造業、建設業や卸売業、商店街では依然として収益・景況感の悪化が目立っている。

一方、一般機器製造業や銑鉄鋳物製造業の機械鋳物部門、倉庫業等では回復の動きが見られた他、全体の景況DI値は前月調査と比べ7ポイント改善(33)しており、業種や地域等によって景況感に開きがあるものの、基調としては緩やかながら持ち直しの動きが出て来た。

#### 主な業界及び地域組合等の動向

##### パン製造業

このところパン出荷について不安要素が多く停滞が続いていたが、僅少乍ら前月に続いて上回った。学給関連は年度替りの休みに入っており石油関連の値上げに伴う加工賃値上げ交渉中。

##### 漬物製造業

冬季の野菜の高値時期に大雪の影響で本来売上が伸びる時期にキムチ以外は売上が伸びず3月に入っても、本来浅漬けの売場の拡張がスーパーの店頭で行われるのがそのままで前年同期を割り込んだ業者が多かった。

##### 木材・木製品製造業

積雪が早く、雪も例年より多く、春が遅く、天気、気温も上がらず、雪融けも遅く、新設住宅着工現場見えず注文細々入る程度。同業者、建築、建設業者の方々、先行き不安視。

##### 砕石製造業

平成17年(1月～12月)の出荷量は527万トンで、前年比11%の減少。最盛期の1257万トンに対し58%も減少し、年々厳しい経営環境である。生産しても売り先が無い、売り先があっても販売価格を下げら

#### 売上等の動向(全業種DI値)

れると、売れば売る程マイナスとなる。事業を休止又は廃止を考えている事業所もある。

##### 一般機器製造業(花巻市)

受注量は順調に推移している。

##### 野菜果実卸売業(盛岡市)

取扱数量は前年同月比97.92%(4,792t)、取扱金額は同87.04%(1,039百万円)、トン当り単価は同88.89%(217千円)であった。

##### 自転車小売業

H18に入り、仮需要なのか、天候は決して良いとは言えないが3月も順調に売上は推移している。

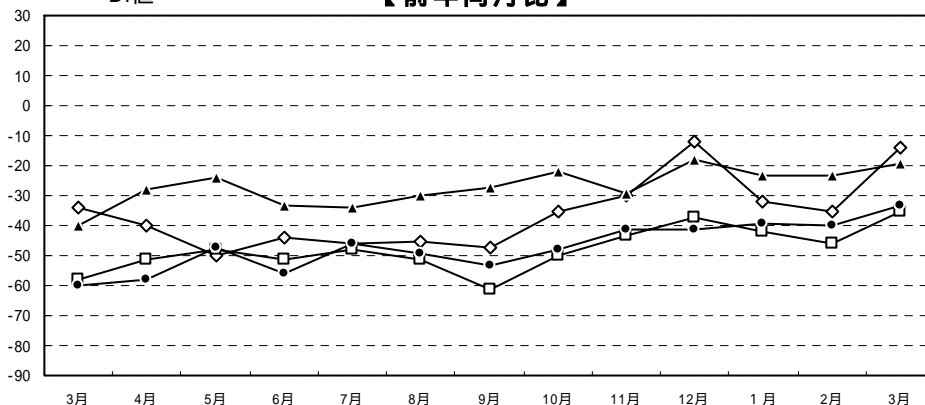
##### 商店街等(久慈市)

前月の有効求人倍率0.26と県内最下位は1年以上も続いている。全国平均1.04、北上1.46と比べるものすごい格差。売上は季節、時期的な一時的な要因で増加したが、月末はやはり減少しているの基本的には景況感は悪い。

##### 倉庫業

1～3月は先に年末(12月)でも報告したが、入出庫残高とも前年比高い水準が維持されており、業界に明るさが現われている。

DI値 【前年同月比】



#### 景気動向指数

DI (デフュージョンインデックス) 値  
DI 値は「好転」業種割合から  
「悪化」業種割合を差し引いた  
数値

- ... 売上受注
- ... 収益状況
- ... 資金繰り
- ... 景況

# 県内・県外情報

## 会員動向 岩手県生コンクリート工業組合

### 生コン再資源化施設完成 県ゼロエミッション事業・中央会活路開拓事業の活用

岩手県生コンクリート工業組合が県央に整備を進めてきた岩手県産業・地域ゼロエミッション事業が完成した。処理に苦労していた産業廃棄物となる「戻りコン」や「スラッジ」を固化養生施設で固形成の後に破碎し、道路等の再生路盤材として活用する。

取り組みは、平成5年度の活路開拓調査事業が最初。産廃物の排出調査、低減化、再利用、用途の調査を経て、平成7年度には、活路開拓実現化事業を実施し実用化試験を行った。

平成9年に、再生路盤材の製造販売を開始したが、順調に需要が増加する中、生産システムの変更が必要となったため、平成16年度岩手県産業・地域ゼロエミッション事業「生コンクリート産業における産業廃棄物再資源化」の補助（事業費の1/2補助）を受け、平成18年2月に再資源化施設が竣工した。将来は再生コンクリート用の再生骨材の生産も視野に入れている。

阿部理事長は、「この事業をモデルとして、県内各地域での同様の取り組みが行われることと期待する」と述べ、業界として環境保全、再資源化の責務を果たす。

（岩手県生コンクリート工業組合「組合だより」より）

## 会員動向 (協)盛岡手づくり村

### (協)盛岡手づくり村 開業20周年記念イベントのご案内

(協)盛岡手づくり村は、平成18年5月に開業20周年を迎えた。昭和61年5月開業以来、入場者は1500万人を超えた。5月4日(木)～6日(土)には、20周年記念イベント「盛岡手づくり村春まつり」を開催。また、5月16日には、つなぎ温泉ホテル大観にて開業20周年記念式典を開催した。さらに以下の20周年イベントを開催予定。

#### 1、盛岡地域ふるさと活性化フェスティバル

日時:平成18年10月7日(土)～15日(日)

場所:(協)盛岡手づくり村、(財)盛岡地域地場産業振興センター

イベント内容

盛岡地域総合工芸品展、ふるさと物産展、全国地場産センター物産展、手づくり職人の製作実演販売、盛岡地域で作られた楽器のコンサート、芸能郷土フェスティバルほか

#### 2、首都圏での地場産品・観光客誘致キャラバン

##### (1) 京王アートマン「盛岡手づくり村展」出展

日時:平成18年11月19日(日)～24日(金)

場所:東京都府中市 京王アートマン2階文具雑貨館 京王線府中駅コンコース

内容:盛岡地域地場産品のPR販売、観光客誘致

##### (2) 東京都内街頭PR活動

日時:平成18年11月25日(土)～26日(日)

場所:東京都内銀座・有楽町

内容:試供品、試食品、チラシ等の配布、観光パンフ配布

放送メディア各局キャラバン

イベントは、その他多数ございます。

中央会HPにも随時掲載いたしますのでご覧下さい。<http://www.ginga.or.jp>

## 組合設立動向

<b>遠野骨材業協同組合</b>	理事長	伊藤久雄	出資金	120万円
公共工事の減少、受注競争の激化により骨材材料業者の低価格化競争に対応し、製造・販売コストの削減により共同販売を行い業界の生き残り、経営改善を図るため設立した。	住所	遠野市	組合員	6名
	事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砕石製品の共同販売</li> <li>・ 教育情報事業</li> <li>・ 福利厚生事業</li> </ul>		

## 県外組合情報

### 新潟県上越市

#### 【アミスタ・じょうえつ企業組合】

女性5人による「家事代行と外出同行業」を事業として行う。核家族や高齢世帯を対象に食材購入や観光、生涯学習などへの外出付き添いをビジネスにする。料金体系は月額（週1回）1万円、または1回（2時間）3千円を想定。

内容はボランティア、互助的なサービスだが組合では「ビジネスとすることで、地域を限定せず、臨機応変に対応できる」としている。さらに試行錯誤を重ねサポート体制を強化する。

### 静岡県

#### 【協同組合静岡県私塾連盟】

独自に「塾講師資格認定制度」を創設した。子供の安全を守らなければならないはずの学校や塾の信頼が大きく揺らいでいる中、社会性や倫理観を重視した認定制度を創設。有識者や精神科医の協力を得て組合理事等で構成する「塾講師認定委員会」が運営に当たる。

加盟各塾には、認定者以外を講師として勤務させないことを義務づけ、さらに、非加盟の塾にも普及させていく考え。児童の精神的安定を維持する目的で「児童・生徒のカウンセリング制度」も実施する。

### 静岡県東伊豆町

#### 【稲取温泉旅館協同組合】

料理などの生ゴミを養鶏飼料に加工し、その鶏の卵を茶碗蒸しやだし巻きなどに調理して宿泊客に提供する食品リサイクル事業を開始した。組合では、リサイクル事業そのものを観光資源として売り出し、視察研修や修学旅行客の獲得につなげたい考え。この事業は、東伊豆町ブランド創生事業に採択され平成17年度750万円補助を受けた。旅館から出る鮮魚の骨やはらわた、料理の食べ残しなど食品廃棄物は1日3トンで、年間千トン。飼料加工機器の燃料には、旅館で使った天ぷら油の廃油を再活用している。

## 中央会主催事業等のスケジュール

月・時期	内容	担当課
6月	組合代表者との地区別懇談会 場所:県内10地区 (詳細日程は、後日ご案内申し上げます。)	総務企画部
10月19日(木)	第58回中小企業団体全国大会 東京大会	総務企画部

## 主要日誌

<p style="text-align: center;">中央会主催事業</p> <p>4月11日 組合自治監査講習会</p> <p>4月26日 第51回通常総会</p> <p>5月10日 組合税務講習会</p> <p>5月15日 中央会専門委員会</p>	<p style="text-align: center;">関係機関・団体主催行事への出席等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回貸付審査委員会</li> <li>・ 第1回盛岡特産品ブランド認証委員会</li> <li>・ 第1回中小企業再生支援協議会</li> <li>・ 第1回産官学連携連絡会議</li> <li>・ 北海道・東北ブロック事務局長会議</li> </ul>
--	---

## 平成18年度岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の募集

岩手県では「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業」を募集しております。募集締め切りは6月9日（金）まで。詳細は、岩手県環境福祉部資源循環推進課TEL019-629-5380へ。

<http://www.pref.iwate.jp/hp0315/~zero.hojjo/zero.newpage1.html>

補助事業	補助率	補助額	補助対象
<b>企業内ゼロエミッション 推進事業</b> 自社内での廃棄物の排出抑制やリサイクルを促進することによって、廃棄物を減量化しようとする事業	補助対象経費の 1/2 以内	100 万円～ 1,000 万円	建物等施設費、構築物費、機械装置費、技術指導受入費、研究開発費など
<b>地域・企業間ゼロエミッション 事業</b> 複数の事業者が、ゼロエミッション計画を策定し、共同して相互に又は一方から排出される廃棄物を資源として有効に活用することによって廃棄物を減量化しようとする事業	補助対象経費の 2/3、1/2 以内	100 万円～ 3,000 万円 (協同組合などの団体 4,500 万円以内)	建物等施設費、構築物費、機械装置費、技術指導受入費、研究開発費など
<b>廃棄物抑制等技術研究開発 推進事業</b> 産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に係る技術研究開発を行う場合	補助対象経費の 10/10、2/3、1/2 以内 (製品開発は 1/2 以内)	100 万円～ 1,000 万円	原材料費、構築物費、機械装置費、外注加工費、技術指導受入費、共同研究費、調査分析費など
<b>廃棄物利用製品開発・製造 推進事業</b> 廃棄物を利用した製品の開発・製造を行う場合	補助対象経費の 1/2 以内	100 万円～ 1,000 万円 (協同組合などの団体 1,500 万円以内)	建物等施設費、構築物費、機械装置費、技術指導受入費、研究開発費など

## 全国中央会助成事業決定

2月に募集致しました、平成18年度中小企業活路開拓調査・実現化事業(中小企業組合等活路開拓事業、組合等自主研修事業及びW E B 構築支援事業)の助成組合が決定致しました。

事業	対象組合	テーマ
中小企業組合等活路開拓事業	岩手県総合建設業(協)	液体セラミック PNC によるコンクリート構造物の改修に関する調査
組合等自主研修事業	石鳥谷商業振興(協)	エコポイントの活性化策
	岩手県自動車車体整備(協)	健全経営の対応策
	岩手県南生コン業(協)	材料及びフレッシュコンクリート関係講習
	二戸電気工事業(協)	太陽光発電システム講習
	盛岡駅前(商振)	盛岡市中心市街地の活性化
	岩手県管工事業(協連)	組合運営並びに企業経営の活性化
	(協)江釣子ジョブ・ングセンター	ファッション衣料の購買行動について
	(協)宮古ファーマシー	医療提供体制の改革と医療法改正への対応
	岩手県室内装飾事業(協)	ウインドフィルムの技能習得講習
	岩手県南リサイクル(協)	初歩的プログラミング習得による業務改善
岩手県畳工業組合	新品質管理セミナー	
W E B 構築支援事業	(協)日専連一関	インターネット通販事業

# 『若手経営者等連携促進育成事業』 『新連携等事業ステージ支援事業』

## の募集について

問い合わせ：本会 市場開発部

### 『若手経営者等連携促進育成事業』 グループ募集

#### 1, 事業内容

組合又は任意グループ等（青年部含む）を対象とし、若手経営者・後継者が抱える課題等の解決を図るための研究会を開催します。

研究テーマ例：新たな共同事業の開発のための研究会

#### 2, 対象グループ

3名以上で構成され、組合等の青年部、青年部のない組合は若手経営者、後継者により構成されている。

#### 3, 事業費・対象経費

1グループあたり 21万円程度（1/3の7万円は自己負担）

専門家謝金、専門家旅費、会場借料、資料費、印刷費、消耗品費、通信運搬費

### 『新連携等事業ステージ支援事業』 グループ募集・推薦のお願い

#### 1, 事業内容

連携組織支援の一環として、「企業間連携」、「産学官連携による研究開発」、「地域資源を活用した新商品・新サービスの開発」等、経営環境への対応や新たな事業展開を行おうとする任意グループに対し、課題解決とともに商品化・市場化に向けた取り組みについて支援します。

#### 2, 対象

原則3名事業の事業者で構成され、地域・生活者・産・学・研究機関等との連携により事業課題を解決しようとするグループ。

#### 3, 事業費・対象経費

1グループあたり 30万円程度（1/3の10万円は自己負担）

専門家謝金、専門家旅費、会場借料、資料費、借損料、印刷費、消耗品費、通信運搬費

## 組合運営 Q&A

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

Q．組合とNPO法人（特定非営利活動法人）、有限責任事業組合（LLP）の違いについて教えてください。

A．基本的に組合は、組合員のために活動する組織です。

NPO法人は不特定多数のもののために活動する組織です。事業が拡大していくといつの間にか、不特定多数者のために地域活性化の事業を行政と一緒にやっているという状況もできます。特定非営利活動法人（NPO法人）は、非営利・公益の法人です。「非営利」というのは利益を上げてはいけない、という意味ではなく、利益をメンバーで分けないという意味です。利益は公益のために使います。みんなで他のみんなのために何らかの活動をするのがNPO法人です。

LLPは、民法の組合契約を有限責任にしたものです。たとえば観光旅館数件がボーリング業者に温泉掘削を依頼した場合、事業協同組合の共同事業で行うこともできますが、温泉が出ない場合にも工事費を追加出資をして支払わなければなりません。組合契約は無限責任です。この無限責任制は事業活動を困難にします。そこで、有限責任の組合契約を認めるために「有限責任事業組合契約に関する法律」が制定される運びになりました。これを通称LLP（リミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ）といています。法人格はなく組合契約を登記することによって成立する組織とされています。そしてもう一つの特徴は、組織に課税されず出資者に直接課税されるパス・スルー（構成員課税）が認められることです。詳細は今後決まりますが、英国では盛んに設立されている組織だそうです。

それぞれの違いを理解して組織を使い分ける必要があるように思います。

Q．指名推選制の選考委員は、組合員でなければならないでしょうか。員外役員あるいはその他の非組合員でも差し支えないでしょうか。

A．選考委員は、組合の性格からして組合員のなかから選ぶのが適当と考えられますが、組合員以外から選任しても違法ではないので、特別の事情があるときは組合員以外から選ぶことも止むを得ないでしょう。

指名推選 = 定款で指名推選制を採れる旨定めている組合において、総会出席者中に異議がない場合は指名推選の方法を採用し、被指名人を総会に諮って出席者全員の同意があった者について当選人とする制度。全員の同意があって指名推選制を採用したときは、選考委員を選出し、これらの委員によって被指名人を選考し、総会の同意を得て決定する。

**組合設立動向**

<b>Jcon 企業組合</b> 公共工事、民間工事の減少が続く中、過当競争下の建設業が生き残るためには優れた人材の確保と育成が必要である。建設・保証や不動産活用、住環境設計等の人材確保ニーズに対応するため企業組合により支援事業を行う。	理事長	田中義政	出資金	15万円
	住所	盛岡市	組合員	5名
	事業	・建設・保証コンサルティングに関する人材開発及び業務支援 ・不動産・住環コンサルティングに関する人材開発及び業務支援		

**中央会主催事業等のスケジュール**
**地区別懇談会日程のご案内**

組合代表者と中央会との地区別懇談会を下記日程にて開催致します。

組合の意見要望を本年10月、東京都で開催される第58回中小企業団体全国大会の議案として提出するほか、行政の施策として陳情、本会支援事業に反映させていくこととなります。多数のご参加をお願いいたします。なお、開催地区ごとにご案内致します。詳細は本会総務企画部まで。

	日時	開催地区	懇談会	懇親会	会場	TEL
1	6月12日(月)	大船渡	15:00	17:00	大船渡プラザホテル	0192-26-3131
2	6月13日(火)	釜石	10:00	—	釜石ベイシティホテル	0193-22-6611
3	6月14日(水)	花巻	15:00	17:00	ホテル花城	0198-22-2333
4	6月15日(木)	一関	15:00	17:00	ベリーノホテル一関	0191-23-1000
5	6月16日(金)	奥州	10:00	—	水沢サンパレスホテル	0197-25-4311
6	6月19日(月)	北上	13:30	—	ホテルシティプラザ北上	0197-64-0001
7	6月20日(火)	二戸	15:00	17:00	二戸パークホテル	0195-23-5151
8	6月26日(月)	久慈	15:00	17:00	久慈グランドホテル	0194-52-2222
9	6月27日(火)	宮古	13:30	—	ホテル沢田屋	0193-62-7711
10	6月27日(火)	盛岡(工業)	15:00	17:00	ホテルルイズ	019-625-2611
11	6月28日(水)	盛岡(商業)	13:30	—	岩手県自治会館	019-622-6171

**会 員 動 向**

5月16日(火)

盛岡手づくり村 開業20周年記念式典

至:つなぎ温泉 ホテル大観

**主要日誌 (5月16日~5月31日)**

関係機関・団体主催行事への出席等 ・ (財)クリーンいわて事業団評議員会及び現地説明会 ・ 岩手県地域労使就職支援機構運営委員会 ・ 盛岡特産品ブランド認証委員会 ・ 中国大連視察(参加23日~27日) ・ 北東北広域連携推進協議会	・ (社)岩手県産業貿易振興協会総会 ・ 仕事と家庭の両立支援会議 ・ 都道府県中央会事務局代表者会議 ・ (財)いわて産業振興センター理事会 ・ (財)ふるさといわて定住財団理事会 ・ 第2回貸付審査委員会
---	---

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

### 組合運営 Q&A 1

Q．指名推選制の選考委員は、組合員でなければならないでしょうか。員外役員あるいはその他の非組合員でも差し支えないでしょうか。

A．選考委員は、組合の性格からして組合員のなかから選ぶのが適当と考えられますが、組合員以外から選任しても違法ではないので、特別の事情があるときは組合員以外から選ぶことは可能といえます。

#### 指名推選

定款で指名推選制を採れる旨定めている組合において、総会出席者中に異議がない場合は指名推選の方法を採用し、被指名人を総会に諮って出席者全員の同意があった者について当選人とする制度。全員の同意があって指名推選制を採用したときは、選考委員を選出し、これらの委員によって被指名人を選考し、総会の同意を得て決定する。

### 組合運営 Q&A 2

Q．組合を脱退したら、その企業から選出されている理事はどうなるか教えてください。

A．組合の定款に員外理事を置くことを規定しているか確認する必要があります。

#### 「員外理事を置くことを規定していない場合」

組合員が組合を脱退することは、組合員たる地位を失うことを意味します。したがって、組合の定款に員外理事を置くことを規定していない場合は、員外理事としてとどまることができませんので、組合の脱退によって理事を退任することになります。

#### 「員外理事を置くことを規定している場合」

員外理事の定数に余裕があれば、員外理事としてとどまることができますが、定数の員外理事が就任していれば、理事に止まることができません。

なお、組合法上、員外理事の員数は、理事の定数（下限定数）の3分の1以内の員数とされています。